

平成 2 6 年度
那覇市食品衛生監視指導計画

那覇市

目 次

第1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	監視指導計画の適用区域と実施期間・・・・・・・・	1
1	適用区域	
2	実施期間	
3	監視指導を実施する対象施設及び対象者	
第3	実施体制等・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	監視指導の実施体制	
2	厚生労働省、消費者庁及び関係自治体との連携について	
3	農林水産部局との連携確保について	
4	市内関係機関との連携	
5	各種試験検査実施機関の体制整備	
第4	監視指導の実施内容・・・・・・・・	2
1	基本的監視指導事項	
2	重点監視指導事項	
3	収去検査	
第5	違反を発見した場合の対応・・・・・・・・	4
1	立入検査時に発見した違反への対応	
2	収去検査により発見した違反への対応	
3	公表	
第6	一斉取締りの実施・・・・・・・・	5
第7	食中毒等健康危害発生時の対応・・・・・・・・	5
第8	食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進・・・・・・・・	5
1	食品衛生管理者・食品衛生責任者の設置	
2	食品等事業者に対するHACCP導入の推進	
3	食品等事業者による自主的な衛生管理の推進	
第9	情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施・・・・・・・・	6
1	監視指導計画の公表	
2	情報提供及び意見交換	
第10	食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項・・・・・・・・	6
1	食品衛生監視員等の資質の向上	
2	食品営業関係者の人材の養成及び資質の向上	
別表1	平成26年度重要度ランク別目標監視数・・・・・・・・	8
別表2	平成26年度食品等の収去検査実施計画・・・・・・・・	9

第1 趣旨

本市では、市民の食品の安全性を確保するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第24条に基づき那覇市食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、食品衛生の監視指導を計画的かつ効果的に実施します。

第2 監視指導計画の適用区域と実施期間

1 適用区域

那覇市内全域

2 実施期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

3 監視指導を実施する対象施設及び対象者

- （1）食品衛生法の規定に基づく営業許可施設及び食品等事業者
- （2）食品衛生法の規定に基づく許可を要しない食品等取扱施設（病院、学校給食施設等）
- （3）沖縄県食品衛生法施行条例（平成12年条例第25号、以下「県条例」という。）及び那覇市食品衛生法施行条例（平成24年那覇市条例第59号、以下「市条例」という。）等の規定に基づく営業施設及び食品等事業者
- （4）その他食品に関わる施設及び設置者等

第3 実施体制等

1 監視指導の実施体制

監視指導計画に基づき、那覇市保健所の食品衛生監視員が監視指導します。また、違反食品（苦情食品を含む）、食中毒（食中毒と疑われる事案を含む）などに係る調査や、食品等事業者に対して、自主的な衛生管理の推進のための助言・指導、衛生講習会等を開催するとともに、食品衛生に関する情報提供を行います。

2 厚生労働省、消費者庁及び関係自治体との連携について

大規模又は広域に渡る食中毒が発生した場合や、広域に流通する食品及び輸入食品の違反を発見した場合には、速やかに厚生労働省や消費者庁、関係自治体等に情報提供し、連携して被害の拡大防止等必要な対策を講じます。また、国や沖縄県との連絡会等に参加し、食品衛生に関する情報の交換や連携の確保に努めます。

3 農林水産部局との連携確保について

農産物の生産段階における安全性確保のため、那覇市商工農水課及び沖縄県農林水産部局等と違反情報を相互に提供する等、緊密な連絡及び連携体制を確保します。また、違反を発見した場合の対応等のため、他の自治体の食品衛生担当部局を通じて、

他の自治体農林水産部局との連絡体制の確保にも努めます。

4 市内関係部局機関との連携

学校、病院、社会福祉施設等の給食施設の監視指導について、市内関係機関と連携を図り、より迅速な対応と的確な監視指導ができるように取り組みます。

5 各種試験検査実施機関の体制整備

適時適切に監視指導を実施するためには、適正かつ迅速に試験検査を実施できる体制の整備が重要です。このため、那覇市保健所においては、試験検査の技術の向上及び当該試験検査の信頼性確保のための取組として、内部点検の定期的な実施、外部精度管理の定期的な受検等を行うとともに、必要な検査機器の整備及び検査員等の関係職員に対する技術研修の実施等に努めます。なお、食品等の試験検査は、基本的には那覇市保健所で実施し、一部を沖縄県衛生環境研究所及び食品衛生法における登録検査機関へ依頼します。

第4 監視指導の実施内容

食品営業施設は、業種ごとに危害の発生状況、製造・販売される食品の流通の広域性、製造技術の特殊性、事業の規模等を勘案して監視指導の重要性を4ランクに分け、年間目標監視数を定め、立入検査を実施します（別表1）。

1 基本的監視指導事項

食品衛生法、県条例及び市条例等に基づき、次の事項について監視指導を行います。

- (1) 販売される食品等が、不衛生な食品等でないこと。
- (2) 販売される添加物等が、食品衛生法に定められた添加物等であること。
- (3) 販売される食品等が、食品衛生法に定められた食品等の規格及び基準に適合していること。
- (4) 販売される器具等が、食品衛生法に定められた器具等の規格及び基準に適合していること。
- (5) 営業施設の構造・施設や衛生管理が、食品衛生法や県条例等で定められた基準に適合していること。
- (6) 販売される食品等が、食品衛生法に定められた食品等の表示に係る基準に適合していること。

2 重点監視指導事項

次に掲げる事項について重点的に監視指導を行います。

- (1) 食中毒の発生防止対策

サルモネラ属菌、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒の発生防止等の対策に重点をおきます。

(2) 重点監視施設の監視

広域または大規模な健康被害の発生を防止するため、別表 1 の A 及び B に掲げた業種（大型飲食店や広域流通食品を製造・加工する施設等）を重点監視施設とし、以下の事項について、重点的な監視指導を行います。

ア) 那覇市食品衛生法施行条例第 2 条に定める基準の実施状況

イ) 危害分析と危害の発生防止措置の実施状況

(3) 食品群ごとの重点監視事項

以下に掲げる食品群の区分ごとに、「製造及び加工」及び「貯蔵、運搬、調理及び販売」の各段階に応じて、重点的な監視指導を行います。

	製造及び加工段階	貯蔵、運搬、調理及び販売段階
食肉、食鳥肉及び食肉製品	・ 製造又は加工に係る記録の作成及び保存 ・ 原材料受入れ時の安全性確保対策	・ 流通過程における保存温度、衛生的な取扱い等の徹底 ・ 加熱調理の徹底
食鳥卵	・ 新鮮な正常卵の受入れ ・ 洗卵時及び割卵時の汚染防止 ・ 製造又は加工に係る記録の作成及び保存 ・ 汚卵、軟卵及び破卵の選別等の検卵の徹底	・ 低温保管等温度管理の徹底 ・ 破卵等の検卵の徹底
水産食品（魚介類及び水産加工品）	・ 生食用かきの採捕海域等の適正表示 ・ フグの衛生的な処理の徹底	・ 保存温度、衛生的な取扱い等の徹底 ・ 有毒魚介類等の市場からの排除の徹底
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品（有毒植物及びキノコ類を含む。）	・ 生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底 ・ 原材料受入れ時の安全性確保対策	・ 保存温度、衛生的な取扱い等の徹底

(4) 食品表示に係る監視・指導

市内に流通する食品について、必要に応じて関係機関と連携し、食品表示の適正化を図ります。

(5) 生食用食肉取扱施設の監視

平成23年10月1日から規格基準が設定された生食用牛肉（肝臓を除く）及び提供禁止となった生牛肝臓並びにその他生食として提供される食肉等の適正な取り扱いについて重点的に監視指導を行います。

3 収去検査

市内で生産、製造、加工及び販売される食品等について、食品に起因する危害発生を未然に防ぎ、食品の安全を確保するため、試験検査を実施します。

(1) 食品等に関する検査

ア 食品の成分規格や衛生規範に規定されている微生物検査や理化学検査

イ 加工食品中の保存料、着色料等の食品添加物検査

(2) 平成26年度収去検査実施計画

平成26年度の食品収去検査は別表2の計画に基づき実施します。

(3) 沖縄県との連携

沖縄県との連携により、効率的に検査を実施します。

第5 違反を発見した場合の対応

1 立入検査時に発見した違反への対応

(1) 違反している状況を発見した場合は、その場で必要な指導を行うとともに、違反が軽微であって、直ちに改善が図れるもの以外の違反については、食品衛生監視票、衛生指導注意票等、書面での改善指導を行います。

(2) 書面による改善指導を行った場合は改善状況の確認を行い、改善がなされない場合は必要に応じ、廃棄命令、改善命令、営業停止等の措置を講じます。

(3) 悪質な違反については告発を行います。

2 収去検査により発見した違反への対応

(1) 違反食品等が販売、又は営業上使用されないよう、廃棄、回収等の措置を講じるとともに原因究明、再発防止等の指導を行います。また、必要に応じ、営業の禁止若しくは停止等の処分を行います。

(2) 違反食品等が那覇市以外で生産、製造、加工等されていた場合は、速やかに当該都道府県等の食品衛生担当部局に連絡するとともに、必要に応じ、連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講じます。

(3) 広域流通食品等及び輸入食品等の場合には、関係する都道府県等の食品衛生担当部局、厚生労働省又は消費者庁へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を講じます。

(4) 悪質な違反については告発を行います。

- (5) 違反が発見された場合であって、継続的に当該者の製造、加工等する食品等の検査が必要と判断される場合には、積極的に食品衛生法第26条第1項の命令検査を活用します。

3 公表

食品衛生上の危害の状況を明らかにし、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反した者について、「那覇市食品衛生関係違反事例の公表に関する取扱要領」に基づき公表します。

第6 一斉取締りの実施

- (1) 食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省が示す方針を踏まえて、監視指導を重点的に実施します。
- (2) アレルギー物質、食品添加物等の適正な食品表示の徹底を図るため、食品表示の一斉取締りを実施します。
- (3) 特定の違反が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、厚生労働省が示す方針を踏まえて、監視指導を実施します。
- (4) 大規模なイベントや祭り等の開催時において、飲食物に起因する事故を防止するため、簡易な飲食店営業等に対して監視指導を行います。

第7 食中毒等健康危害発生時の対応

食中毒等の健康被害の情報を探知した場合には、「那覇市食中毒処理要領」に基づき、沖縄県及び関係機関と緊密に連携を図りながら、患者の症状や喫食状況の調査、食品や便等の検査結果をもとに、被害の拡大と再発を防止するため、迅速かつ適切に原因究明を行います。

原因施設に対しては、必要に応じて営業停止等の行政処分を行うとともに、施設の消毒の指示や従業員の衛生指導などを行い、被害拡大や再発の防止に努めます。さらに、食中毒予防の観点から、食中毒事件の発生時には、迅速に事件の概要を公表し、食品等事業者及び住民へ情報提供を図ります。

第8 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進

1 食品衛生管理者・食品衛生責任者の設置

食品等事業者に対して、その製造、加工、調理等を自主的に管理する者として、食品衛生管理者又は食品衛生責任者を置くよう指導し、各施設における自主的な衛生管理の推進を図ります。

2 食品等事業者に対するHACCP導入の推進

食品等事業者に対してリーフレット等を活用して、食品等の製造又は加工の過程におけるHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：ハサップ：危害分析重要管理点）の概念を取り入れた衛生管理手法について、普及・啓発を図ります。

3 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

食品等事業者の責務である製造、加工した食品の自主検査、原材料の安全性確認等の実施を進め、記録の作成及び保存の推進を図ります。また、食品衛生指導員等による食品等事業者に対する助言、指導その他活動を推進し、食品等事業者による自主的な衛生管理の向上に係る活動を促進します。

第9 情報提供及び意見交換（リスクコミュニケーション）の実施

1 監視指導計画の公表

- (1) 監視指導計画の策定にあたっては、広く市民からの意見を聴取します。
- (2) 監視指導の実施状況及び収去検査結果等の概要については、平成27年6月末までに取りまとめ、市保健所のホームページにて公表します。また、夏期及び年末一斉取締り等の実施状況についても、随時、市保健所のホームページにて公表します。

2 情報提供及び意見交換

- (1) 食品衛生に関する施策の実施にあたっては、必要に応じて、市民との情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行います。
- (2) 食中毒多発時には、市民及び食品関係営業者に食品の取扱い及びその他食品衛生に関する注意を喚起し、食品による危害発生を未然に防止します。
- (3) 家庭における食中毒発生を未然に防止するため、消費者に対して、家庭における食品の購入から喫食までの衛生的な取扱いに関する教育活動等を行います。
- (4) 有毒魚介類等による食中毒に関する知識の周知に努めます。

第10 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 食品衛生監視員等の資質の向上

監視指導に従事する食品衛生監視員や食品検査担当職員に対して国及び沖縄県等において開催される技術研修会や講習会に積極的に参加し、必要な技術や知識の習得を行い、資質の向上を図ります。

2 食品営業関係者の人材の養成及び資質の向上

新たに食品営業許可を取得した事業者に対して、許可取得後に事業者が構ずるべき衛生措置、責務について食品衛生講習会等による衛生教育を行います。

3 関係団体に属する指導員等の人材の養成及び資質の向上

一般社団法人沖縄県食品衛生協会の食品衛生指導員に対し、自主衛生管理向上のための巡回指導等が適切かつ円滑に実施されるよう助言を行う。また、同団体が実施する研修会等に講師を派遣する。

別表１ 平成２６年度重要度ランク別目標監視数

標準監視回数		該当業種等		施設数	目標監視数	備 考
A	2回以上／年	1	過去3年間に食中毒事件等の問題が発生した営業施設	7	22	
		2	乳処理業	0		
		3	特別牛乳搾取処理業	0		
		4	乳製品製造業	0		
		5	集乳業	0		
		6	食肉製品製造業	4		
		7	乳酸菌飲料製造業	0		
		8	食品の放射線照射業	0		
		9	清涼飲料水製造業 ※1)	0		※1)総合衛生管理製造過程承認施設に限る
		小計		11		
B	1回以上／年	1	飲食店営業 ※2)	42	240	※2)同一メニュー1回300食以上又は1日750食以上提供する施設に限る
		2	菓子製造業 ※3)	25		※3)広域流通食品を製造する施設に限る
		3	魚肉ねり製品製造業	11		
		4	食品の冷凍又は冷蔵業 ※4)	6		※4)保管業を除く
		5	缶詰・瓶詰食品製造業 ※5)	0		※5)広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品製造施設に限る
		6	あん類製造業	0		
		7	アイスクリーム類製造業 ※6)	7		※6)ソフトクリームフリーザーのみを除く
		8	食肉処理業	3		
		9	食用油脂製造業	6		
		10	マーガリン又はショートニング製造業	0		
		11	みそ製造業 ※7)	0		※7)広域流通食品を製造する施設に限る
		12	醤油製造業	1		
		13	ソース類製造業 ※8)	3		※8)広域流通食品を製造する施設に限る
		14	豆腐製造業 ※9)	9		※9)1日300食以上又は冷蔵保存を要する施設に限る
		15	納豆製造業	1		
		16	めん類製造業	28		
		17	そうざい製造業 ※10)	35		※10)1日300食以上又は広域流通食品又は容器包装詰加圧加熱殺菌食品を製造する施設に限る
		18	添加物製造業	2		
		19	清涼飲料水製造業 ※11)	23		※11)上記Aランク以外
		20	集団給食施設 ※12)	34		※12)学校、病院、事業所、その他の施設で同一メニュー1回300食以上又は1日750食以上提供する施設に限る
		21	食料品製造業(許可不要業種) ※13)	2		※13)液卵又は広域流通食品製造施設に限る
		22	添加物製造業(許可不要業種)	2		
小計		240				
C	0.5回以上／年	1	飲食店営業 ※14)	384	692	※14)同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する施設に限る
		2	菓子製造業 ※15)	133		※15)上記Bランク以外で生菓子を取り扱うものに限る
		3	魚介類販売業 ※16)	346		※16)包装魚介類を除く
		4	魚介類せり売り業	3		
		5	缶詰・瓶詰食品製造業 ※17)	1		※17)上記Bランク以外
		6	食肉販売業 ※18)	287		※18)包装食肉を除く
		7	酒類製造業	8		
		8	豆腐製造業 ※19)	18		※19)上記Bランク以外
		9	そうざい製造業 ※20)	52		※20)上記Bランク以外で1日100食以上を製造する施設に限る
		10	氷雪製造業	4		
		11	集団給食施設 ※21)	67		※21)学校、病院、事業所、その他の施設で同一メニュー1回100食以上300食未満又は1日500食以上750食未満を提供する施設に限る
		12	食料品製造業(許可不要業種) ※22)	80		※22)上記Bランク以外の許可不要業種の製造業に限る
		小計		1,383		
D	0.2回以上／年 (営業許可更新時等)	1	飲食店営業 ※23)	8,219	2,043	※23)上記B・Cランク以外で同一メニュー100食未満を提供する施設又は簡易・自動車営業等
		2	菓子製造業 ※24)	416		※24)上記B・Cランク以外又は簡易・自動車営業
		3	魚介類販売業 ※25)	30		※25)包装魚介類のみに限る
		4	食品の冷凍又は冷蔵業 ※26)	14		※26)保管業のみに限る
		5	喫茶店営業	653		
		6	アイスクリーム類製造業 ※27)	97		※27)ソフトクリームフリーザーのみに限る
		7	乳類販売業	357		
		8	食肉販売業 ※28)	19		※28)包装食肉のみに限る
		9	みそ製造業 ※29)	7		※29)上記Bランク以外
		10	ソース類製造業 ※30)	5		※30)上記Bランク以外
		11	そうざい製造業 ※31)	85		※31)上記B・Cランク以外
		12	氷雪販売業	2		
		13	集団給食施設 ※32)	157		※32)上記B・Cランク以外
		14	その他許可不要業種 ※33) (A・Bランク以外)	156		※33)販売業等
		小計		10,217		
		計		11,851		2,997

別表 2 平成 26 年度食品等の収去検査実施計画

食品分類	収去 検体数	項目	項目別 検査数	合計
魚介類及びその加工品	12	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	12	24
		理化学検査 (食品添加物等)	12	
肉・卵類及びその加工品	3	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	9	12
		理化学検査 (食品添加物等)	3	
乳・乳類等	8	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	16	16
農産物及びその加工品	17	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	34	43
		理化学検査 (食品添加物等)	9	
その他の食品 (そうざい等の複合調理食品を含む)	107	微生物検査 (規格基準、衛生規範等)	303	321
		理化学検査 (食品添加物等)	18	
計	147		416	416